


新型コロナウイルスワクチン4回目接種

◆4回目接種の対象が拡大されました

医療従事者・高齢者施設等従事者が4回目接種の対象となりました。1・2回目接種時に、「接種券付き予診票」を用いて先行接種した方全員に接種券を自動発送しています。1・2回目接種後に転入したまたは1・2回目接種時に市が発行したシールを貼るタイプの予診票を用いて接種した医療従事者・高齢者施設等従事者で接種を希望する方は、申請が必要です。

種類	受付方法
電子申請	右記QRコードから申請 
電話申請	清瀬市新型コロナウイルスワクチン接種専用コールセンター ☎042-497-1507へ
窓口申請	コミュニティプラザひまわり3階会議室3 または市役所3階3番窓口前へ

◆4回目接種券発送スケジュール

4回目接種の接種券を順次発送しています。接種券が届き次第、予約できます。

3回目接種を完了した日	4回目接種券の発送日	発送対象者数
令和4年4月1日～30日	8月26日(金)(予定)	約850人

◆武田/モデルナ社ワクチン接種会場

以下のとおり、ファイザー社ワクチンから武田/モデルナ社ワクチンに移行します。

会場	8月16日(火)～26日(金)		8月27日(土)～
	午前	ファイザー社ワクチン	武田/モデルナ社ワクチン
午後	武田/モデルナ社ワクチン		
8月19日(金)～			
大塚耳鼻咽喉科医院	武田/モデルナ社ワクチン		

◆ワクチンの接種状況(8月2日現在)

区分	1回目	2回目	3回目	4回目
65歳以上	92.9%	92.6%	88.7%	49.4%
60～64歳	96.0%	95.7%	87.7%	15.3%
12～59歳	84.8%	84.4%	59.9%	—
5～11歳	22.4%	21.4%	—	—

※東京都福祉保健局が公表している接種実績をもとに集計しています。なお、接種から接種記録までに時間を要するため、実際の接種率とは異なります。

☎清瀬市新型コロナウイルスワクチン接種専用コールセンター ☎042-497-1507 (土・日・祝日、祝日を除く午前9時～午後6時)

最新情報は市ホームページで確認できます



新型コロナウイルス感染症に関する問い合わせ先

▶発熱などの症状がある方

☎①東京都発熱相談センター(看護師、保健師が対応) ☎03-5320-4592、☎03-6258-5780 (24時間年中無休) ②東京都発熱相談センター医療機関案内専用ダイヤル(一般オペレーターが対応) ☎03-6732-8864、☎03-6630-3710、☎03-6636-8900 (24時間年中無休) ※症状が気になる方は、①で直接ご相談していただくか、または②

でご案内する医療機関にご相談ください。

☎多摩小平保健所 ☎042-450-3111 (平日午前9時～午後5時) ※かかりつけ医がいる方は、かかりつけ医に電話でご相談ください。

▶一般的な相談窓口

☎東京都新型コロナ・オミクロン株コールセンター ☎0570-550-571 (午前9時～午後10時、年中無休)

▶聴覚障害のある方などで電話での相談が難しい方

☎03-5388-1396

▶ワクチン接種後の症状が気になる方

☎東京都新型コロナワクチン副反応相談センター ☎03-6258-5802 (24時間年中無休)

▶自宅療養者の方への支援

●食料支援やパルスオキシメーターの貸し出し

☎健康推進課成人保健係 ☎042-497-2076

●体調の不安や食料支援など

☎うちさば東京(東京都支援) ☎0120-670-440 (24時間年中無休)

※ここに掲載している情報は発行日時点の内容です。今後変更になる可能性があります。最新情報は市ホームページを確認してください。



市ホームページ

障害のある方などの各種手当一覧

☎◆の手当=子育て支援課助成係 ☎042-497-2088、その他の手当=障害福祉課庶務係 ☎042-497-2072

制度	対象者	給付の内容など
特別児童扶養手当(国制度)	次のいずれかの障害程度の20歳未満の児童を扶養する父母または養育者。 ①身体障害者手帳1～2級及び3～4級の一部程度 ②愛の手帳1～3度程度 ③①、②と同程度の疾病や精神障害を有する児童 【対象とならない方】施設に入所している、障害年金を受給している、所得制限額を超過している	月額52,400円または34,900円(等級による)
特別障害者手当(国制度)	精神または身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方。 【対象とならない方】施設に入所している、3か月を超えて入院をしている、所得制限額を超過している	月額27,300円
障害児福祉手当(国制度)	精神または身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方。 【対象とならない方】施設に入所している、障害年金を受給している、所得制限額を超過している	月額14,850円
心身障害者福祉手当(都制度)	次のいずれかの障害程度のある20歳以上64歳以下の方。 ①身体障害者手帳1～2級 ②愛の手帳1～3度 ③脳性麻痺 ④進行性筋萎縮(いしゅく)症 【対象とならない方】心身障害者手当(市)を受給している、施設に入所している、所得制限額を超過している	月額15,500円
重度心身障害者手当(都制度)	次のいずれかの障害程度のある64歳以下の方(東京都の認定が必要)。 ①最重度の知的障害で常時特別な介護が必要な方 ②重度の知的障害と身体障害を重複の方 ③重度の肢体不自由で両上肢、両下肢の機能が失われ常時特別な介護が必要な方 【対象とならない方】施設に入所している、3か月を超えて入院をしている、所得制限額を超過している	月額60,000円
心身障害者手当(市制度)	次のいずれかの障害程度のある20歳以上64歳以下の方。 ①身体障害者手帳4級以上 ②愛の手帳4度以上 【対象とならない方】施設に入所している、心身障害者福祉手当(都)を受給している、市内居住が1年未満、所得制限額を超過している	月額4,000円
心身障害児手当(市制度)	次のいずれかの障害程度のある20歳未満の児童を扶養する父母など。 ①身体障害者手帳4級以上 ②愛の手帳4度以上 【対象とならない方】対象者の保護者が市内居住1年未満、所得制限額を超過している	月額4,500円
福祉タクシー利用料助成(市制度)	次のいずれかの障害程度のある方。 ①身体障害者手帳1～2級 ②愛の手帳1～2度 【対象とならない方】施設に入所している、入院している、心身障害者(児)自動車ガソリン費補助を受給している、所得制限額を超過している	半年で19,800円を上限
心身障害者(児)自動車ガソリン費補助(市制度)	次のいずれかの障害程度のある方。 ①身体障害者手帳6級以上 ②愛の手帳4度以上 【対象とならない方】施設に入所している、入院している、福祉タクシー利用料助成制度を受給している、所得制限額を超過している	1%あたり54円(上限は等級により30%または50%)
難病疾患者援護金(市制度)	市が定める特殊疾病に罹患して、かつ東京都発行の特殊疾病医療券(法制番号54.82.83)をお持ちの方。 【対象とならない方】特定医療費(指定難病)受給者証等が未交付、心身障害者福祉手当を受給している、児童育成手当(障害者手当)を受給している、心身障害者手当を受給している、心身障害児福祉手当を受給している、所得制限額を超過している、市内に居住していない	月額4,500円
交通遺児等援護金	18歳未満の児童のいる世帯で、生計を維持していた父、母、児童を扶養していた方が交通事故により死亡または障害者となった場合。	月額4,500円
◆児童扶養手当(国制度)	18歳到達の年度末までの児童、または20歳未満で政令で定める程度の障害がある児童を養育し、次の要件に該当している方。 ①父子・母子・養育者家庭など ②父または母が重度の障害の状態にある場合	1人の場合、月額10,160円～43,070円(所得額による)
◆児童育成手当-育成手当(都制度)	18歳到達の年度末までの児童を養育し、次の要件に該当している方。 ①父子・母子・養育者家庭など ②父または母が重度の障害の状態にある場合	月額1人13,500円
◆児童育成手当-障害手当(都制度)	次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方。 ①身体障害者手帳1～2級程度 ②愛の手帳1～3度程度 ③脳性麻痺 ④進行性筋萎縮(いしゅく)症	月額1人15,500円

※いずれも所得制限などがあります。また、金額が変更になる場合や、異なる手当・助成を併給できないものがあります。